

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	中日本オート・ドア株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役 坂田 勇一	
本店所在地	静岡市駿河区東新田 1-14-25	

3 入札参加停止の理由

平成26年5月から平成29年4月末までの3年間の所得について、静岡税務署に虚偽の確定申告を行い法人税及び地方法人税を脱税したとして、上記業者と代表取締役が法人税法違反と地方法人税法違反の容疑で静岡地方検察庁から起訴された。

4 停止期間の始期及び終期

平成31年3月19日から平成31年4月18日まで

(参考)

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内